

非常勤職員の災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を
公布する。

令和3年11月24日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団規則第4号

非常勤職員の災害補償に関する条例施行規則の一部を改正
する規則

非常勤職員の災害補償に関する条例施行規則（平成23年大阪広域水道
企業団規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に
下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第1章—第3章（略）	第1章—第3章（略）
第4章 雑則（第28条— <u>第33条</u> ）	第4章 雑則（第28条— <u>第32条</u> ）
附則	附則
（審査の申立ての方式）	（審査の申立ての方式）
第25条（略）	第25条（略）
2・3（略）	2・3（略）
<u>4</u> （略）	<u>4</u> 申立書には、申立人又は代理人が押印 しなければならない。
	<u>5</u> （略）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。